公益社団法人 日本コンクリート工学会 マスコンクリートソフト普及委員会規程

令和 4年12月22日 制定 令和 5年10月23日 改正

(目的)

第1条 この規程は、マスコンクリートソフト普及委員会(以下「委員会」という。)の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

- 第2条 委員会は、原則として委員20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める 委員長が指名する。
- 2 委員会に、必要に応じて分科会を設けることができる。分科会は、原則として委員会の 委員で構成するが、必要に応じて分科会のみに参画する委員(以下「分科会委員」という。) を招聘することができる。分科会委員は、委員長が指名する。
- 3 委員会に、必要に応じてメール等を用いて情報提供や意見交換を行う協力委員若干名 を置くことができる。協力委員は、委員長が指名し、調査活動や報告書の執筆への貢献を 期待しない者とし、原則として委員会への出席は求めない。
- 4 委員会に、必要に応じて委員以外の顧問若干名を置くことができる。顧問は、マスコン クリートのひび割れ制御に深い知見を有するものとし、委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

- 第3条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。また、必要に応じて幹事若干名を置く ことができる。
- 2 委員長は、会長が指名する。
- 3 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第4条 委員長及び副委員長の任期は2年とし、2期4年までの重任を妨げない。
- 2 幹事、委員、分科会委員、協力委員及び顧問の任期は2年とし、重任を妨げない。
- 3 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、マスコンクリートの温度応力解析ソフト「JCMAC」シリーズ(以下「ソ

フト」と言う。) の普及を目的として、以下の活動を行う。

- (1) ユーザーサポート
- (2) ユーザー向けセミナーの開催
- (3) 既存ソフトのバージョンアップ、小規模機能追加
- (4) 大規模追加機能等による新規ソフトの開発
- (5) その他、ソフトの普及に資する活動

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(国際委員会との協調)

第7条 海外出張及び海外講習会を行う場合には、計画の段階で普及委員会に付議すると ともに、国際委員会に諮って承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、普及委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附則

- 1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2. この規程の改正は、令和5年10月23日から施行する。